

間伐材チップの確認に関する自主的行動規範

岩手県産材認証推進協議会
制定 平成 21 年 5 月 1 日

政府は、国等による環境物品等の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達に関する基本方針を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林の持つ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮してくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある本県の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要である。

こうした状況を踏まえ、当協議会は、コピー用紙の原料となる間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、間伐材チップの確認に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（政府の取り組みへの協力）

- 1 当協議会は、わが国政府による間伐材チップの確認の取り組みを全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（間伐材チップの普及促進）

- 2 当協議会は、「県産材産地証明制度」を通じて、間伐材として証明された間伐材丸太の円滑な供給を促進するとともに、その普及の推進に努力するものとする。

（事業者が交付する間伐材の証明）

- 3 間伐の証明は、当協議会規約で定める「岩手県産材産地証明書」に間伐材であることの証明に必要な事項を記載し、当協議会が交付している証明印（認定番号等）により証明することとする。

（伐採・加工・流通段階における分別管理）

- 4 間伐を行う事業者及び間伐材の加工・流通を行う事業者は前記証明にあたって、間伐材であることを証明または間伐材であることが証明された木材が、証明されていないものと混じらないよう分別管理することとする。

（他の団体との連携）

- 5 当協議会は、林業・木材産業関係団体等との連携を図りながら、積極的に間伐材の利用推進に取り組むこととする。